

令和元年度 第8回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

令和元年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 令和元年11月5日(火) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 非農地証明願について

日程第8 質問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第9 質問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(16名)

1番	大西嘉一郎	2番	石川有利
3番	星川安徳	4番	横尾昇
5番	押条和司朗	6番	篠原義尚
8番	武村美枝子	9番	妻鳥和美
10番	高橋博	11番	坂上宏
13番	鈴木博美	15番	辻政春

16番 河村 薫

17番 齋藤 伊勢子

18番 則友 祝幸

19番 石川 武将

欠席農業委員(2名)

12番 尾崎 靖雄

14番 高橋 藤信

出席農地利用最適化推進委員(23名)

1番 脇 純樹

2番 藤田 紘正

3番 薦田 悅男

4番 森川 雅之

5番 高橋 忠明

6番 合田 慎太郎

7番 宇高 勉

8番 鎌倉 靜夫

9番 石村 好典

10番 中泉 敏則

11番 石川 修平

12番 高橋 功

14番 三好 忠行

15番 河村 一碩

17番 鈴木 一郎

18番 真鍋 義孝

19番 加地 照男

20番 渡邊 繁

21番 越智 寧

22番 村上 佳清

23番 近藤 良啓

24番 高橋 祥志

25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

16番 合田 篤夫

出席した職員

事務局長 篠原 敬三

次長 石川 考太

係長 岡田 昇

係長 合田 圭

係長 大西 かおり

専門員 大西 唯文

局長 ご起立願います。

局長 札、ご着席ください。

局長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会長 委員の皆さん、こんにちは。ここ数日、秋晴れの良い日が続いております。農作業等で何かとお忙しいと思いますけれど、本日の総会にお集まりいただきましてありがとうございます。本来ならこういう天気の良い日は、会よりも農作業をしている方が良いと思っている方が大半かと思いますがそういうなかでの総会、よろしくお願ひします。

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の12番 尾崎靖雄委員、14番 高橋藤信委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また農地利用最適化推進委員の16番 合田篤夫委員より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、9番 妻鳥和美委員、8番 武村美枝子委員を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長 報告を求めます。合田 圭君。

合田係長 受付番号20番を議案書により報告

議長 以上で報告を終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号89、下柏町の田2筆について、売買による所有権移転です。受人は経営規模を拡大するための申請で、親子が共有で取得するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は野菜を栽培するそうです。受付番号90、豊岡町大町の田1筆について、売買による所有権移転です。受人は経営規模を拡大するための申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は柑橘類の栽培をするそうです。受付番号91、土居町中村の畠1筆について、渡人は高齢となり農地の維持管理が困難となつたため、申請地近隣で農業をしている親子が受人となり無償で譲渡するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付けをするそうです。受付番号92、土居町津根の田1筆について、売買による小作地の所有権移転です。受人は申請地の所有権を買い取り、その後、申請者の甥である小作人と賃貸借権の合意解約を行い、申請者自身が耕作する予定です。なおこの申請にあたり、小作人である甥から解約の同意を得ているとのことです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は里芋の栽培をするそうです。受付番号93、土居町津根の畠2筆について、売買による所有権移転です。受人は近隣で耕作便利なため申請するもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は野菜、イチジク栽培を継続するそうです。受付番号94、土居町野田の田1筆について、売買による所有権移転です。受人は申請地に隣接する農地を所有しており、耕作便利なための申請で、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は里芋の栽培をするそうです。受付番号95、土居町天満の田3筆、畠5筆について、

売買による所有権移転です。受人は現在、申請地の内6筆を借り受けていますが、それを含めて買い取り、経営の安定を図るための申請です。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は柑橘類の栽培を継続するそうです。受付番号96、土居町蕪崎の畠2筆について、渡人は遠方に居住し耕作を行えないことから、申請地近隣で農業をしている受人へ無償で譲渡するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひいたします。

議長 受付番号89番

委員 異議ありません。

議長 90番

委員 異議ありません。

議長 91番

委員 異議ありません。

議長 92番

委員 異議ありません。

議長 93番

委員 異議ありません。

議長 94番

河村 薫委員 受人の住所が上柏町で遠距離になりますが、両親は土居町野田でもうすでに亡くなり家は空き家になっております。受人は定年退職後、土居町野田に農業用倉庫を建て農機具も揃えて熱心

に農業をされていますので、異議ありません。

議長 95番

委員 異議ありません。

議長 96番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてご説明いたします。受付番号11、妻鳥町の案件について、当初計画者、株式会社○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○は当初、分譲宅地5区画、建売住宅2棟の目的で平成31年2月20日に許可を受けましたが、隣地所有者より土地買収の要請があり、また、高レベルの住宅地並びに需要がある建築条件付売買予定地7区画とすることにより、有効な土地活用ができるため、議案第3号受付番号147の案件を含め分譲宅地5区画、建売住宅2棟、建築条件付売買予定地7区画に変更するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。なお、建築条件付売買予定地とは、自己の所有する宅地造成後の土地を売買するにあたり、土地購

入者との間において自己または自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について、一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地であります。受付番号12、中曾根町の案件について、当初計画者、株式会社○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○○当初、分譲宅地4区画の目的で令和元年6月20に許可を受けましたが、隣地との境界確認作業において隣地所有者より土地買収の要請があり、また、有効な土地活用ができるため、議案第3号受付番号149の案件を含め、4区画から5区画に変更するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひいたします。

議長 受付番号11番

委員 異議ありません。

議長 12番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号151、豊岡町大町の案件について、受人は土木建築資材の販売と運送業を営んでおりますが、近年土木工事が大幅に増加し、今年中に従業員2名を新規に雇用し、また、所有している事業用車両の数では対応できなくなつたため、新たに10トンダンプを2台購入する予定であります、駐車場の確保ができていません。さらに公共事業及び工場新設工事の増加により、資材の需要が増え既存の資材置場では不足するため、申請地を譲り受けての露天駐車場及び資材置場建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号152、豊岡町豊田の案件について、受人は紙加工業を営んでいますが、現在大型車両転回場用地が手狭で不便なため、今回申請地付近の道路整備に伴い土地の一休利用をするため、申請地を譲り受けての大型車両転回場建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号153、豊岡町岡銅の案件について、受人はタオル関連の薬品を卸売りをする会社を経営していますが、再生可能エネルギーを活用した発電事業に関心があり、申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号154、土居町上野の案件について、受人は電気工事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電事業に適している土地を探していたところ、双方の利害が合致し申請地を借り受けての太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号155、土居町土居の案件について、受人の家族4人は現在、妻の祖父母・父宅に同居していますが、子供の成長とともに手狭なため、また、1年半前に独立して個人で大工をしており、資材・車両置場が必要なため、申請地を譲り受けて的一般個人住宅及び資材・車両置場建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号156、土居町野田の案件について現在地鎮さんと呼ばれる石碑を設置している野田財産区所有の土地を、〇〇〇〇株式会社より工場建設のため必要不可欠であるとの申出があり売却し、代替地として〇〇〇〇株式会社より譲与を受けるため、申請地を譲り受けての石碑の移設及び露天駐車場建設です。受人、四国中央市野田財産区管理者、四国中央市長 篠原 実。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号157、新宮町馬立の案件について、受人は新宮町で地域活性化に取組んでおり、地元の抹茶で作る「霧の森大福」はその好例といえ、今や愛媛を代表する銘菓として全国区になりました。しかし、ゴールデンウィークや夏休み

の連休になると毎回のように県道沿いに観光客の車両による長蛇の列ができるため、近隣住民からの苦情もあり駐車場用地を探していたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けの来客用駐車場拡張です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号145番

委員 異議ありません。

議長 146番

委員 146番、147番異議ありません。

議長 148番

委員 異議ありません。

議長 149番

委員 149番、150番異議ありません。

議長 151番

委員 異議ありません。

議長 152番

委員 152番、153番異議ありません。

議長 154番

委員 異議ありません。

議長 155番

委員 異議ありません。

議長 156番

委員 異議ありません。

議長 157番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭君。

(合田係長、受付番号89番～91番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 なお受付番号92番から96番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 それでは受付番号89番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 90番

委員 異議ありません。

議長 91番

委員 異議ありません。

議長 受付番号92番から96番までの再設定について質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、非農地証明願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第5号、非農地証明願についてご説明いたします。受付番号6、土居町浦山の田13筆、畑17筆、合計30筆について、昭和55年頃より山林として利用されていました。よって昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、人為的な転用の事実行為(植林に限る)が行われてから20年以上経過した土地で、農地への復旧が著しく困難であり、かつ農地行政上、特に支障が無いと認められるためです。受付番号7、新宮町上山の畑2筆について、平成6年頃より原野として利用されていました。よって昭和27年10月21日以降

農地であった土地のうち、耕作不適、耕作不便等止むを得ない事情によって20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木等が繁茂した土地で、農地への復旧が著しく困難なものに該当するためです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号6番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、非農地証明願について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、非農地である証明をすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西唯文 君。

(大西専門員、受付番号14番～16番を議案書により説明)

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号14番

委員 異議ありません。

議長 15番

委員 異議ありません。

議長 16番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諒問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の拍手を求めるます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諒問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第9、諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川考太君。

石川次長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてご説明いたします。受付番号8、個別除外の案件です。申出者〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇は愛媛県東部の香川県境に近い川之江町余木に本社兼倉庫を置き、運送業及び倉庫業を営んでいます。取引先は〇〇関連会社、〇〇〇株式会社等であ

り、〇〇関連会社にいたっては取引全体の7, 8割を占め、中心的な取引先となっています。〇〇〇〇株式会社は、豊岡町や土居町に複数の関連工場を持っているほか、今年6月には土居町野田に新工場が完成し、既に稼働しており、申出会社の事業展開として土居町近辺に集中している状況です。そこで問題になっているのが、取引先の大半が遠く、稼働に時間を要することや、製品を保管する多くの倉庫は、旧川之江市に散在しており、立地条件の面で交通の便が悪く渋滞を引き起こすこと、また、その保管するための倉庫も借りているため、費用の面でも業務に支障をきたしていることです。これを解消するため、事業展開の場が市内西部に集中していることや借地料の面等を考慮して、本社兼倉庫を市内西部に移転する計画を立てました。移転することにより移動時間が短縮でき、散在している倉庫を集約することで費用の削減が図られると考えています。申出者の新本社兼倉庫の建設においての選定条件として、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇が取引の中心となったことから、〇〇〇〇から半径2キロメートル圏内であること、高速道路へのアクセスが良いこと、2車線道路の沿線で1万平方キロメートル前後のまとまった土地が確保できること等、複数候補地を選定し検討しましたが、他に適地が無かつたので、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号8番、質疑はありませんか。

河村一碩推進委員 開発面積として約1万平方メートル。その中に農道と水路がありますので、それを除くと9700平方メートル。地図を見ていただくとわかると思いますが、周辺一帯を転用するその中の農振農用地を除外するということで、地元としても異議はありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の

拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 委員の皆さんで、他に何かご意見や質問はありませんか。

真鍋推進委員 この間、農地パトロールをしている時に近隣の農家の人にから、その人は農地を2, 3反所有してトラクター等で農業をされているのですが、トラクターが壊れたら後継者もいないので農業をやめないといけないとおっしゃっていました。農地を売りたいのだが、第1種農地であるので売りにくいとのことでした。農業を守るために農地法等で規制されていると思うのですが、非農家の方が農地を買えるような法律の改正があれば良いのですが、第1種農地等の解除というのはできないのか。

局 長 農振農用地については市の方で、概ね5年ごとに計画を変更して、全体の見直しをしております。第1種農地については、県の方で10ヘクタールの一団を持って指定しますので、難しいと思います。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 札、お疲れ様でした。

閉会時間(14:40)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長

石川省利

委員

喜島和美

委員

武村美枝子